

# ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

申請者 レヴィアス株式会社

認定日等 認定：2022年●月●日

主務大臣 経済産業大臣【事業所管】 / 法務大臣【規制所管】

(申請：同年8月29日)

## 申請背景・実証目的

- ・「匿名組合契約に基づく権利を、ブロックチェーン技術と組み合わせ、取引履歴をブロックチェーン上で記録することにより、取引の安全性を確保しつつ管理コストを削減することが可能」と、申請者としては考えている。このため、第三者対抗要件をデジタル的な方法により完結することが不可欠である。
- ・これに対して、民法の債権譲渡における第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾とされており、原則として「公証役場での確定日付の取得をする方法」又は「内容証明郵便を利用する方法」しか認められていない。
- ・そのため、申請者は、ブロックチェーン技術を実装したシステム（以下「本件システム」という。）を用いた債権又は匿名組合出資持分等の契約上の地位のプライマリー市場やセカンダリー市場を構築することを構想しており、これが円滑に稼働するかを検証するため、実証を行うことを考えている。
- ・産業競争力強化法上の債権譲渡特例（認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等は確定日付のある証書による通知等とみなす特例。以下「本特例」という。）が存在しており、申請者は将来的に本特例を活用した社会実装を想定しているため、円滑に稼働するかどうかを検証するに当たっては、本特例の要件を参照する。

# ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

実証計画（実証期間：概ね、実証開始の準備が整ってから2ヶ月間程度）

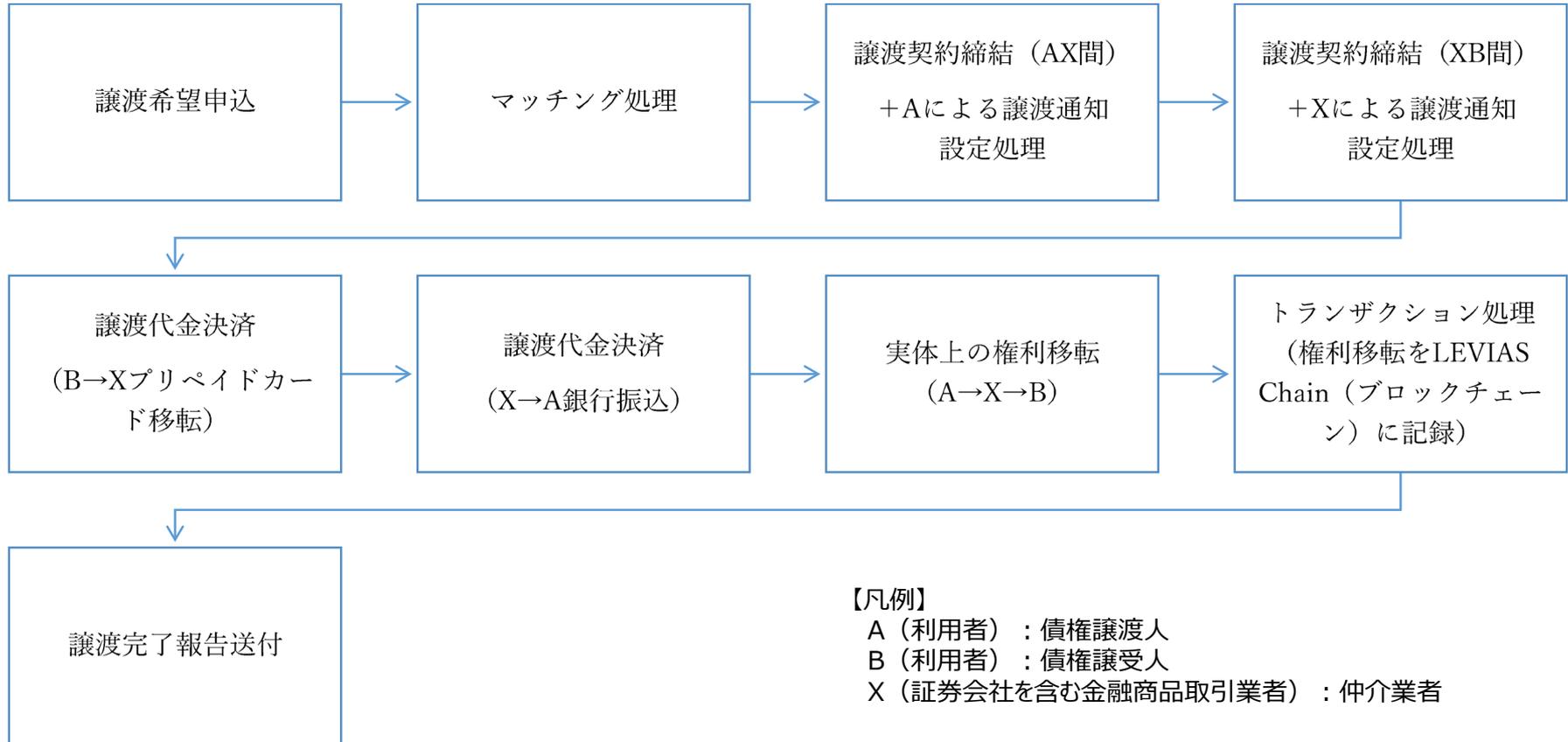
本実証では、**「債権（匿名組合出資持分等に含まれる債権を含む。）の譲渡」**を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

## ○ **「債権（匿名組合出資持分等に含まれる債権を含む。）の譲渡」に関する「通知」及び「承諾」**

- ① 利用者（債権譲渡人・債権譲受人）間で「債権の譲渡」が行われた場合、以下のいずれかを行う。
  - ・ **債権譲渡人**は、従来の確定日付のある証書による**「通知」**を行うとともに、「本件システム」を利用した同一内容の**「通知」**を行う。
  - ・ **債務者**は、従来の確定日付のある証書による**「承諾」**を行うとともに、「本件システム」を利用した同一内容の**「承諾」**を行う。
- ② 申請者は、「本件システム」において、債権譲渡人・債権譲受人・債務者に係るブロックチェーン上の記録を保管する。
- ③ **申請者は、「本件システム」が、本特例上の情報システムとして円滑に稼働し得ることを確認する。**

※「第三者対抗要件具備」のため、**「確定日付のある証書による通知・承諾」も併用**するため、新技術等関係規定に違反するものではない。

## <本実証の流れ>



(注) 譲渡代金決済 (B→X、X→A) が完了した時点で、債務者等はトランザクション処理 (権利移転を LEVIAS Chain (ブロックチェーン) に記録) とともに譲渡通知の送信 (A/X→債務者等) を同時処理する。

## (参考) 関係法令等

### 民法 (抄)

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

### 民法施行法 (抄)

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ第一項ニ規定スル指定 公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

## (参考) 関係法令等

### 産業競争力強化法 (抄)

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する**情報システム**（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する**受益権の譲渡の通知又は承諾**について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

## (参考) 関係法令等

### 産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令 (抄)

(債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置)

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
  - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
  - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
  - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
  - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載されたものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
  - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
  - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
  - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

## 様式第十四（第5条関係）

### 新技術等実証計画の認定申請書

令和4年8月29日

法務大臣 葉梨 康弘 殿  
経済産業大臣 西村 康稔 殿

住 所 東京都港区芝大門2-7-7 4F  
名 称 レヴィアス株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 田中 慶子

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

#### 記

#### 1. 新技術等実証の目標

##### (1) 背景

ブロックチェーン技術は「個人および社会の重要データの共有と価値の交換を安全かつ高信頼に実現するための基盤技術」とされており（国立研究開発法人科学技術振興機構『戦略プロポーザル 次世代ブロックチェーン技術』2020年3月）、金融サービスと組み合わせることによって革新的なサービスを実現できることが期待されている。

たとえば匿名組合契約に基づく権利を、ブロックチェーン技術と組み合わせ、それらの取引履歴をブロックチェーン上で記録することにより、取引の安全性を確保しつつ管理コストを削減することが可能と考えられる。しかしながら、取引の安全性を確保しつつ管理コストの削減を実現するためには、第三者対抗要件をデジタル的な方法により（本書では、情報通信技術を利用する方法を便宜的に「デジタル的」、「デジタル化」等と表現する。以下同じ。）完結することが必要不可欠である。これに対して、現行法上、民法の債権譲渡における第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾（民法第467条第2項、民法施行法第5条第1項）とされており、原則として公証役場での確定日付の取得をする方法（民法施行法第5条第1項第2号）又は内容証明郵便を利用する方法（同項第6号）しか認められていない。2000年4月からいわゆる電子確定日付制度（同条第2項）が開始されたが、その利用は未だ限定的である。そのため、デジタル的な方法により債権譲渡の第三者対抗要件を具備することは困難である。

こうした問題を解消するため、2021年8月2日に施行された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律において、債権譲渡における第三者対抗要件の特例として、一定の要件の下、デジタル的な方法による第三者対抗要件の具備が認められることとなった。

## (2) 目標

申請者は、現在、ブロックチェーン技術を実装したシステム（以下「本件システム」という。）を用いた債権又は匿名組合出資持分等の契約上の地位（以下「債権等」と総称する。）のプライマリー市場やセカンダリー市場を構築し、各種債権等の取引のデジタル化を推進していくことを構想している。本件システムは、以下の各要素により構成される。

① 債権等の発生、移転及び消滅並びにその保有者（以下「債権者等」と総称する。）の名簿を管理するシステム（以下「プライマリシステム」という。）

プライマリシステムは、申請者が開発し、その管理する中央集権サーバーで稼働する。プライマリシステムに対する管理権限は、申請者及び債権等の発行者（金融商品取引法第2条第5項参照）又は債務者（以下「債務者等」と総称する。）に持たせる。

② 利用者が債権等の譲渡を行うためのアプリケーション（以下「セカンダリアプリ」という。）

セカンダリアプリは、申請者が開発し、その管理する中央集権サーバーで稼働する。セカンダリアプリに対する管理権限は、申請者及びセカンダリ取引を取り次ぐ仲介サービス業者（主に金融商品取引業者）に持たせる。

③ プライマリシステム及びセカンダリアプリにより行われた債権等の発生、移転（譲渡）、消滅の履歴を記録する分散型台帳（以下「LEVIAS Chain」という。）

LEVIAS Chain は、申請者が開発し、複数の主体が管理するサーバーで構成されるネットワークである。申請者及び債務者等は、LEVIAS Chain 上でトランザクションの生成及びブロックの生成を可能にするノード（以下「バリデータノード」という。）の管理主体となる。債権等の発生、移転（譲渡）、消滅の履歴は、暗号化された状態で LEVIAS Chain に記録されるが、申請者及び債務者等は、プライマリシステムにおいて管理されている本件システムの利用者のデータベースと照合することで、LEVIAS Chain 上に記録された各種取引の主体の素性を把握することができる。

これらの取引市場において取引の安全性を確保しつつ管理コストを削減し、もって利用者の利便性を向上させるためには、ブロックチェーン技術を活用した新たな第三者対抗要件具備の方法を取り入れることが必要不可欠であると認識している。

そこで、申請者が産業競争力強化法第9条第1項の認定を受けて認定新事業活動実施者となり、認定新事業活動計画に従って本件システムを提供し、利用者が本件システムを利用して、デジタル的な方法により債権譲渡の第三者対抗要件の具備を行うことができるようにすること（民法467条2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾と併存的に利用できるようにすること）を目標とする。

## 2. 次に掲げる新技術等実証の内容

### (1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

申請者は、前記「1. 新技術等実証の目標、(2) 目標」にて概説した本件システムを新技術等として、これを用いた債権等のプライマリー市場やセカンダリー市場を構築し、各種債権等の取引のデジタル化を推進していく事業活動を構想している。

本件システムを利用して行われる債権（契約上の地位に含まれる債権を含む。）の譲渡の通知又は承諾が、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）による改正後の産業競争力強化法（以下「改正産業競争力強化法」という。）第11条の2第1項各号及び産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下「省令」という。）第2条各号（第7号を除く。）に規定する要件を満たし得るものであること、すなわち、①債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること（改正産業競争力強化法第11条の2第1項第1号参照）、②申請者が記録事項（債権譲渡通知等がされた日時及びその内容、並びに当該債権譲渡通知等をした者及び当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するための情報をいう。以下同じ。）の記録を当該債権譲渡通知等の日から起算して5年間保存すること（省令第2条第1号参照）、③債権譲渡通知等をした者の求めがあったときに記録事項を記載した書面を交付すること（省令第2条第2号参照）、④申請者が新事業活動を廃止しようとするとき又は認定新事業活動計画の認定が取り消されたときには、その保存に係る通知等記録（債権譲渡通知等ごとに作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）を適切な第三者に引き継ぐこと（省令第2条第3号参照）、⑤申請者の本件システムにおいて記録事項中の日時を記録するために用いる時刻が信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること（省令第2条第4号参照）、⑥債権譲渡通知等を受けた者が記録事項中の債権譲渡通知等をした者を識別するための情報が当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうか確認することができること（省令第2条第5号参照）、⑦本件システムについて適切な技術的安全管理措置（(i) 通知等記録を処理することができる者を限定するための措置、(ii) 不正アクセス行為を防止するための措置、(iii) 通信の安全性の確保のための措置及び通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置）が講じられていること（省令第2条第6号参照）を、本実証を通じて確認する。

## (2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

前記(1)①から⑦までに掲げた事項を確認するために、以下の手順及び措置の下で、債権者等が債権等を他人に譲渡した場合の債権者等による債権譲渡の第三者対抗要件としての通知又は債務者等による債権譲渡の第三者対抗要件としての承諾を、本件システム（プライマリシステム及びセカンダリアプリ）により生成・送付し、本件システム（LEVIAS Chain及びプライマリシステム）上で記録・管理する。

また、債権者等又は債務者等は、本件システム（セカンダリアプリ）により生成・送付され、本件システム（LEVIAS Chain）上で記録・管理される通知又は承諾と並行して、内容証明郵便又は公証役場（以下「内容証明郵便等」という。）による確定日付のある証書により、通知又は承諾を行う。

## ① 具体的な手順

本件システムにおける債権等の譲渡に関する手順の詳細は別添資料「概略フロー図」のとおりである。以下、概要を説明する。

### (i) 準備段階

ア 本件システムを利用して債権等の取引に参加しようとする者は、まず、本件システムにおいて本人確認手続きを行い、氏名、住所、生年月日等の本人確認情報をプライマリシステム上で債務者等に提供する（なお、債権等の募集若しくは私募の取扱いを行う者（第二種金融商品取引業の登録を受けた者に限り、以下「仲介業者」という。）を経由して債務者等に利用者の本人確認情報が提供される場合もある。）。債権等の取引に参加しようとする者は、債務者等への情報提供後、債務者等から承諾を得た場合のみ、本件システムの使用に係る ID 登録を行うことができる。当該 ID 登録によって、債権等の取引に参加しようとする者は、本件システム上にアドレス情報を保有することができる。このアドレス情報は、ブロックチェーン上のウォレットアドレスとして機能するものであり、複製することも ID から容易に導出することもできない完全にユニークなものである。なお、当該 ID 登録を行った者以外の者は、本件システムで債権等の取引に参加することができない。債務者等は、債権等の取引に参加しようとする者の ID とアドレス情報を紐づけることによって、債権等の取引を行う者を識別することが可能になる。

イ 本件システムにおいて、債権等の発行（発生）、移転及び消滅に係るトランザクションの生成及びブロックの生成は、トランザクションの生成及びブロックの生成を可能にするノード（以下「バリデータノード」という。）を管理する者のみ行うことができる。申請者及び仲介業者等（後記(ii)アにおいて定義する。以下同じ。）は、トランザクションの生成及びブロックの生成を行うために、バリデータノードを管理する。なお、仲介業者等が関与するトランザクションには、債権譲渡通知等に係る記録事項が記録される。トランザクションは個々の債権等の発行（発生）、移転及び消滅について生成され、5 秒間に 1 回の頻度で、それらのトランザクションを包括するブロックが生成される。

### (ii) 実行段階

ア 債権等の売買は、本件システム（セカンダリアプリ）を利用して行う。セカンダリアプリによる売買においては、利用者（譲渡人又は譲受人）との契約の相手方となるのは常に債務者等又は仲介業者であり（債権等の性質及び債務者等の意向により、債務者等又は仲介業者のいずれかとなる。利用者との契約の相手方となる債務者等又は

仲介業者を以下「仲介業者等」という。)、利用者間で債権等の売買の希望がマッチングした場合、譲渡人と仲介業者等との間の売買契約書及び仲介業者等と譲受人との間の売買契約書それぞれについて、当事者双方が電子署名することにより、当該債権等を譲渡人から仲介業者等が購入し、仲介業者等が譲受人に売却する。売買契約書の電子署名には、DocuSign サービス<sup>1</sup>を使用する。債権等が契約上の地位である場合には、利用者間で債権等の売買の希望がマッチングした時点で、債務者等による承諾（譲渡人から仲介業者等（買主）に対する債権等の譲渡及び仲介業者等（売主）から譲受人に対する債権等の譲渡に対する承諾）の送信に関する設定処理がなされる（この処理設定に基づき、後記ウの段階で債務者等による承諾が譲渡人、譲受人及び仲介業者等に対して送信されることとなる。）。

イ 売買契約書の電子署名は、①仲介業者等（譲渡人との売買契約の買主及び売主として）、②譲渡人、③譲受人、の順番で行われる。これらの電子署名が全て揃った段階で、譲受人から仲介業者等、仲介業者等から譲渡人に対して債権等の売買代金が支払われる。かかる売買代金の支払が全て完了した段階で、譲渡人から仲介業者等を経由して譲受人に対し、債権等の譲渡の効力を発生させることとする（ただし、債権等が契約上の地位である場合には、後記ウの承諾がなされた時点で、債権等の譲渡の効力を発生させることとする。）。これらの各売買契約が締結された時点で、譲渡人による譲渡通知及び仲介業者等（売主）による譲渡通知の送信に関する設定処理がなされる（この設定処理に基づき、後記エの時点でこれらの譲渡通知が債務者等に対して送信されることとなる。）。

ウ 債権等が契約上の地位である場合、債務者等は、然るべき機関決定を行った上で、本件システム（プライマリシステム及びセカンダリアプリ）を利用して、譲渡人から仲介業者等（買主）に対する債権等の譲渡及び仲介業者等（売主）から譲受人に対する債権等の譲渡をそれぞれ承諾する。この承諾がなされた時点で、前記アの設定処理に基づき、債務者等による承諾が譲渡人、譲受人及び仲介業者等に対して送信される。この承諾がなされた日時は、後記②（iii）に説明する AWS の NTP サービスが提供する時刻により記録される。この承諾は、債権譲渡における第三者対抗要件の特例の適用を受ける場合には、債権等の譲渡に係る第三者対抗要件として機能するほか、譲渡される債権等が匿名組合出資持分等の契約上の地位である場合には、効力要件としての契約の相手方の承諾（民法第 539 条の 2）としても機能する。なお、債権等が指名債権である場合には、本項ウに記載する処理は行われない。

エ 前記イの売買契約締結及び売買代金支払が完了し、前記ウの承諾（債権等が契約上の地位である場合のみ）がなされた段階で、申請者は、当該債権等の譲渡に係るトランザクション ID（通知の場合、トランザクション ID に紐づくコントラクト ID（債権等の譲渡契約書に付番される ID をハッシュ化した文字列という。以下同じ。））を本件システム（LEVIAS Chain）に記録する。この記録がなされた時点で、前記イの設定

---

<sup>1</sup> <https://www.docuSign.jp/company/terms-and-conditions/web>

処理に基づき、譲渡人による譲渡通知及び仲介業者等（売主）による譲渡通知が債務者等に対して送信される。

オ 債権等の保有者に関する情報（債権譲渡通知等に係る記録事項を含む。）は、プライマリシステムにおいて管理される利用者（具体的には、譲渡人、譲受人、仲介業者等を指す。以下同じ。）のデータベース（以下「利用者データベース」という。）に記録される。本件システムの利用者は、セカンダリアプリを利用して債権等の保有者に関する情報（自己に関する分のみ）を閲覧することができる。利用者データベース内の情報は、本件システム（LEVIAS Chain）に記録されるアドレス情報及びトランザクション ID と紐付けられる。アドレス情報及びトランザクション ID はブロックチェーン上に記録されるものであるため事実上改変不可能であることから、債務者等データベース内の情報の真正性が担保されることとなる。

カ 本件システム上、利用者は、債権等の二重譲渡を行うことはできない。他方、利用者が本件システム外で債権等の譲渡を行った場合（本件システムの利用規約により、本件システム外での債権等の譲渡は一切禁止することとするが、それに違反して債権等の譲渡が行われた場合）、本件システム上で行われた債権等の譲渡との先後関係は、本件システム内で具備される対抗要件（通知又は承諾）と本件システム外で具備される対抗要件（確定日付ある証書による通知又は承諾）の先後により決することとなる。ただし、実証段階においては、本件システム内の通知・承諾は第三者対抗要件としての効力を有しないため、並行して行われる確定日付のある証書による通知・承諾の先後により決することとなる。

キ なお、債権等の譲渡が成立し、本件システム（LEVIAS Chain）上でトランザクション ID が記録された後には、譲渡人から仲介業者、仲介業者から譲受人の段階ごとに、本件システム（セカンダリアプリ）により譲渡完了報告書が自動生成され、セカンダリアプリ及びメールを通じて、譲渡人及び譲受人並びに仲介業者等に対して譲渡完了報告書が送付される。譲渡完了報告書には、当該債権譲渡通知等に係る記録事項（記録事項のうち、債権譲渡通知等をした者及び当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するための情報については、債権譲渡通知等をした者及びされた者を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報）が記載される。

ク 本実証においては、前記ウと並行して、債務者等は、譲渡人及び譲受人に対して、当該債権等譲渡の承諾に係る内容証明郵便等による確定日付のある証書を送付する。なお、譲渡人又は仲介業者（売主）が、債務者等に対して、当該債権等譲渡の通知に係る内容証明郵便等による確定日付のある証書を送付することもできる（ただし、義務ではない）。

## ② 本件システムに関する措置

(i) 記録事項が確認可能かつ書面化可能であり、5年間保存されること

譲渡人、譲受人及び債務者等並びに仲介業者は、通知又は承諾が行われた後、本件シ

システム（セカンダリアプリ）又はメールを通じて提供される譲渡完了報告書により、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができる（前記（１）①）。譲渡人、譲受人及び債務者等並びに仲介業者は、PDF ファイルで譲渡完了報告書を自己の情報端末にダウンロードし、これをプリントアウトすることができるから、これをもって、債権譲渡通知等をした者の求めがあったときに記録事項を記載した書面を交付したものとする（前記（１）③）。また、申請者は、本件システム（LEVIAS Chain）上において、各債権譲渡通知等に係る記録事項（記録事項のうち、債権譲渡通知等をした者及び当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するための情報については、債権譲渡通知等をした者及びされた者を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報）を含むトランザクション及びブロックを各債権譲渡通知等の日から起算して少なくとも５年間保存する（前記（１）②）。

(ii) 本件システム上の記録が引継可能なものであること

本件システムは、複数のサーバーで構成される分散型のネットワークである。したがって、申請者が他の適切な第三者をバリデータノードに加えることにより、本件システム上に記録された通知等記録を当該第三者に引き継ぐことは可能である（以上、前記（１）④）。

(iii) 時刻データ提供元の信頼性について

本件システム上に記録される各債権譲渡通知等に係る記録事項において参照される日時は、AWS の NTP サービス（Amazon Time Sync Service：<https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/keeping-time-with-amazon-time-sync-service/>）（以下「NTP サービス」という。）の提供する時刻に同期されている。AWS は国内の金融機関を含めて様々な企業で広く使われている信頼性の高いクラウドサービスであり、また、NTP サービスは原子時計に同期することで正確な時刻が提供されていることから、AWS の NTP サービス（提供元は Amazon）は信頼できる（前記（１）⑤）。

(iv) 債権譲渡通知等を受けた者が、債権譲渡通知等をした者を確認することができること

本件システム及びセカンダリアプリを通じて債権譲渡通知等を受けた者は、譲渡完了報告書により債権譲渡通知等をした者の情報（債権譲渡通知等をした者及びされた者を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報）を確認することができる（前記（１）⑥）。

契約上の地位の移転以外の債権譲渡の場合については、債務者が本件システム（プライマリーシステム）にアクセスすることで、債権譲渡通知等をした者（譲渡人及び仲介業者（売主））を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報を使用して、債権譲渡通知等をした者の氏名及び住所を確認することができる。また、契約上の地位の移転については、譲渡人、譲受人及び仲介業者（売主）が、譲渡完了通

知書に記載されたアドレス情報に基づき仲介業者等に照会することで、債権譲渡通知等をした者（債務者）を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報を使用して、債権譲渡通知等をした者の氏名及び住所を確認することができる。

（v）技術的な安全管理について

ア 通知等記録を処理することができる者を限定するための措置

本件システムにおいて、債権譲渡通知等に係る記録事項を含むトランザクションの生成及びブロックの生成は、バリデータノードを管理する者のみが行うことができる。申請者は、自社及び仲介業者等において通知等記録を処理することができる者を特定し、申請者において一括管理する。申請者は、本件システムへのアクセス権限（パスワードによるログイン認証及び記録・編集権限の制限）をこれらの者に対してのみ付与することとし、それ以外の者による本件システムへのアクセス権限（ログインパスワード及び記録・編集権限）は一切付与しないこととする。申請者は、限定された管理者に対してのみ、本件システムを構成する電子計算機にアクセスする権限を付与することとする（以上、前記（1）⑦（i））。

イ 不正アクセス行為を防止するための措置

①ネットワーク内の API 等のサービスノード

ウィルス・マルウェア対策ソフトウェア導入によりサービスノードへの不正アクセスをリアルタイムに監視し、必要により不正プログラム等を自動隔離すると同時に、システム管理者に対して通知する仕組みとしている。（※1）

②外部公開 API サービスに対する不正アクセス防止

本件システムにおいては、プライマリシステム及びセカンダリアプリに対する通信（セカンダリアプリの機能実行）を担うために外部公開 API サービスが利用されることがあるが、WAF の導入により、アプリケーション(API)の通信内容をリアルタイムに監視分析を行い、不正アクセスに類する通信を検知遮断することで、入り口対策としてのセキュリティ対策を行っている。（SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング、DDos 対策等）（※2）

API サービスに対するアクセス制御・認証認可としては、API サービスにアクセスするユーザーの本人確認手段として、アクセストークン（ログインの都度生成され、一定の有効期限を設ける。）を利用する。

③不正侵入検知・防止(IPS)

重要なネットワークセグメントに対して、VPC に直結させる IPS ソリューション導入により、リアルタイムな不正侵入の検知と遮断を実現する。（※3）

※1 トレンドマイクロ製品の導入

※2 AWS のサービスを利用

※3 トレンドマイクロ製品の導入

[https://www.trendmicro.com/ja\\_jp/business/campaigns/aws/cloud-one-on-aws.html](https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/campaigns/aws/cloud-one-on-aws.html)

④バリデータノードに対する不正アクセスを防止するためにとられる措置

秘密鍵の管理は AWS KeyManagement Service (KMS)を利用し内部的には FIPS 140-2 に準拠したハードウェアモジュールに保管、利用管理を行う。このサービスは監査サービスに統合されており、キーの利用ログを管理可能で、コンプライアンス要求に柔軟に対応が可能である（以上、前記（1）⑦（ii））。

※4 AWS CloudTrail の利用

ウ 通信の安全性の確保のための措置

異常なアクティビティの検知やセキュリティ分析のために、AI による脅威検知と AWS アカウントの管理を行う GuardDuty を導入する。AWS GuardDuty は AWS CloudTrail と連携し、AI ベースの IPS などの脅威検知を可能にし、API への通信は SSL で暗号化され、VPC 内の通信は VPC のネットワーク分離によって保護される。VPC 内のリソース間の通信は、セキュリティグループの使用により制限される。

（以上、前記（1）⑦（iii））

<https://aws.amazon.com/guardduty/>

エ 通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

通知記録等の書面データは IPFS(InterPlanetary File System)による分散ストレージにて分散・暗号化による保管を行う。保管するデータのハッシュ値により取り出しが可能となり、そのハッシュ値の管理自体もブロックチェーン上に暗号化保管される。プライマリシステムのストレージを構成する IPFS はクラスタ構成により、複数ノードに情報を保持する構成により可用性を担保している。通知記録へのアクセス可能な管理ユーザはアプリケーション権限の設定により情報のアクセス（更新を含む）をコントロールする仕組みとしている。また、アプリケーションの領域を超えた漏洩対策については、AWS CloudTrail の導入により、AWS アカウント上での全てのアクティビティ履歴を取得可能とし、セキュリティ分析、データの不正引き出し、異常なアクティビティの検出を可能としている。フロントデータベース（顧客情報管理、譲渡手続情報管理）はレプリカを複数のデータセンターにリアルタイムで取得する構成としており、マスタノードの毀損時にも他のレプリカノードからデータ復旧を可能としている。また、データベース自体のバックアップについても 1日3回のスナップショットを取得し、データ全損に対しても復旧を可能としている（以上、前記（1）⑦（iii））。

オ 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証について

申請者は、現在、本件システムについてISO27001(情報セキュリティーマネジメントシステム)に適合している旨の認証を受けるための準備を進めている。

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じて、以下の情報等を取得し、次の確認事項①から⑦を確認する。

確認事項①：【要件】産業競争力強化法第11条の2第1項第1号

債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

【検証】

上記(2)①(ii)エの通知及び同ウの承諾により、これを受けた者が、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を確認することが容易であることを検証する。債権譲渡通知等をした者は、譲渡完了報告書により、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を確認することが容易であることを検証する。

確認事項②：【要件】省令第2条第1号

認定新事業活動実施者が、債権譲渡通知等ごとに作成された記録事項を記録した電磁的記録（以下「通知等記録」という。）を債権譲渡通知等がされた日から起算して5年間保存することとしていること。

【検証】

本件システム（プライマリシステム内で管理される利用者データベース）に記録事項が正確に記録されていたか、並びに LEVIAS Chain におけるノード間のデータの同期状況、本件システム（プライマリシステム内で管理される利用者データベース）におけるデータ保存方法とその稼働状況が長期保存に適した措置であったか等を検証する。なお実証においては、長期保存に適した体制を構築するが、5年間の記録保存は行わない。

確認事項③：【要件】省令第2条第2号

債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

【検証】

上記(2)②(i)の措置において、本件システム（セカンダリアプリ）又はメールを通じて適切に譲渡完了報告書が提供されたか、譲渡完了報告書がダウンロード・印刷可能な状態で提供されたか、譲渡完了報告書の内容に不足がなかったか等を分析し、債権譲渡通知等をした者の求めに応じて記録事項を記載した書面を交付又は電磁的記録を提供できることを検証する。

確認事項④：【要件】省令第2条第3号

認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新

事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の同項第1号の保存及び同項第2号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

**【検証】**

検討対象外とする。

**確認事項⑤：【要件】省令第2条第4号**

認定新事業活動実施者が、同項第1号イの日時(当該債権譲渡通知等がされた日時)を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

**【検証】**

本件システムにおいて債権譲渡通知等がされた日時を記録するために用いる時刻が正確に NTP サービス（提供元は Amazon）の時刻を記録できていることを検証する。

**確認事項⑥：【要件】省令第2条第5号**

債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る同項第1号ハの事項（当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項）が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであるかどうかを確認することができること。

**【検証】**

前記（2）②（iv）のとおり、本件システム（セカンダリアプリ及びプライマリシステム）においては、債権譲渡通知等をした者及びされた者を本件システム（LEVIAS Chain）において識別するためのアドレス情報（同アドレス情報を使用して、債権譲渡をした者及びされた者の氏名及び住所を確認することができる。）を用いることを想定しており、債権譲渡通知等を受けた者に交付される譲渡完了報告書にも当該アドレス情報が記載される。これにより、債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項が当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであることの確認を行うことができることを検証する。

**確認事項⑦：【要件】省令第2条第6号**

次に掲げる技術的安全管理に関する措置が講じられていること。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

**【検証】**

- (i) 上記イに関しては、上記(2)②(v)アに記載のとおり、本件システム(LEVIAS Chain)において、債権譲渡通知等に係る記録事項を含むトランザクションの生成及びブロックの生成は、バリデータノードを管理する者のみが行うことができる。申請者は、自社及び仲介業者等において通知等記録を処理することができる者を特定し、申請者において一括管理する。申請者は、本件システム(LEVIAS Chain及びプライマリシステム)へのアクセス権限(記録・編集権限)をこれらの者に対してのみ付与することとし、それ以外の者による本件システム(同前)へのアクセス権限(記録・編集権限)は一切付与しないこととしている。申請者は、限定された管理者に対してのみ、本件システムを構成する電子計算機にアクセスする権限を付与することとする。本件システム(同前)の稼働結果から、申請者がアクセス権限(記録・編集権限)を付与した者以外が通知等記録を処理できない仕様であったかを検証する。
- (ii) 上記ロに関しては、上記(2)②(v)イ記載のとおり、ウィルス・マルウェア対策ソフトウェア導入によるサービスノードへの不正アクセスのリアルタイム監視、WAFの導入による外部APIサービスの通信内容のリアルタイム監視・分析、重要なネットワークセグメントに対するVPCに直結させるIPSソリューション導入によるリアルタイムな不正侵入の検知・遮断を行う。また、バリデータノードによる秘密鍵の管理は、AWS KeyManagement Service(KMS)を利用し内部的にはFIPS 140-2に準拠したハードウェアモジュールに保管、利用管理を行う。これらの仕組みにより、本件システム(同前)が電気通信回線に接続している場合に不正アクセス行為を防止することのできる仕様となっているかを検証する。
- (iii) 上記ハのうち滅失・毀損対策に関しては、上記(2)①(ii)オ記載のとおり、LEVIAS Chainに記録されるトランザクションID及び債務者等データベースに記録される通知等記録を含む情報は相互に紐づけられており、ブロックチェーンであるLEVIAS Chainの改ざん耐性によりプライマリシステム内で管理される利用者データベースの情報の真正性が担保される。
- また、通信の安全性については、上記(2)②(v)ウ記載のとおり、通知記録等の書面データはIPFS(InterPlanetary File System)による分散ストレージにて分散・暗号化による保管を行う。通知記録へのアクセス可能な管理ユーザはアプリケーション権限の設定により情報のアクセス(更新を含む)をコントロールする仕組みとしている。アプリケーションの領域を超えた漏洩対策については、AWS CloudTrailの導入により、AWSアカウント上での全てのアクティビティ履歴を取得可能とし、セキュリティ分析、データの不正引き出し、異常なアクティビティの検出を可能としている。フロントデータベース

(顧客情報管理、譲渡手続情報管理)はレプリカを複数のデータセンターにリアルタイムで取得する構成としており、マスタノードの毀損時にも他のレプリカノードからデータ復旧を可能としている。また、データベース自体のバックアップについても1日3回のスナップショットを取得し、データ全損に対しても復旧を可能としている。これらの仕組みにより、本件システム(同前)が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止することのできる仕様となっているかを検証する。

また、本実証において、参加者等の同意を取得したときはその旨を、本実証の終了後に実証結果を、本実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、それぞれ法務大臣及び経済産業大臣に報告する。

### 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### (1) 実施期間

本実証は、本件システム上でトランザクションを数十件程度生成・記録するに足りる期間行う予定である。時期的な目処は、概ね、実証開始の準備が整ってから2か月間程度とする。

#### (2) 実施場所

東京(申請者及び仲介業者(株式会社LBI)のサーバー)

### 4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

#### (1) 参加者等の範囲

- ・本件システム上で取引される債権等の発行者又は債務者(債務者等)
- ・当該債権等の募集若しくは私募の取扱いを行う第二種金融商品取引業者(仲介業者)
- ・当該債権等の取引に参加しようとする売却希望者(譲渡人)及び購入希望者(譲受人)

#### (2) 参加者等の同意の取得方法

申請者又は(申請者の委託を受けた)債務者若しくは仲介業者が、前記(1)の各参加者に対して、事前の説明に基づき同意を取得する。

### 5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

#### (1) 新技術等実証の実施に必要な資金の額

特になし

#### (2) その調達方法

特になし

### 6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定 民法第467条及び民法施行法第5条

本実証にあたり、既存の第三者対抗要件具備の方法である確定日付のある証書による通知又は承諾に加えて、前記2.(2)に記載する新たな通知・承諾方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するものではない。

**【参考】**

(1) 民法（明治29年法律第89号）

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

(2) 民法施行法（明治31年法律第11号）

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

2 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

3 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。
- 2 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。
- 3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

(4) 産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第2号）

(債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置)

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
  - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
  - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
  - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
- 二 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
- イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

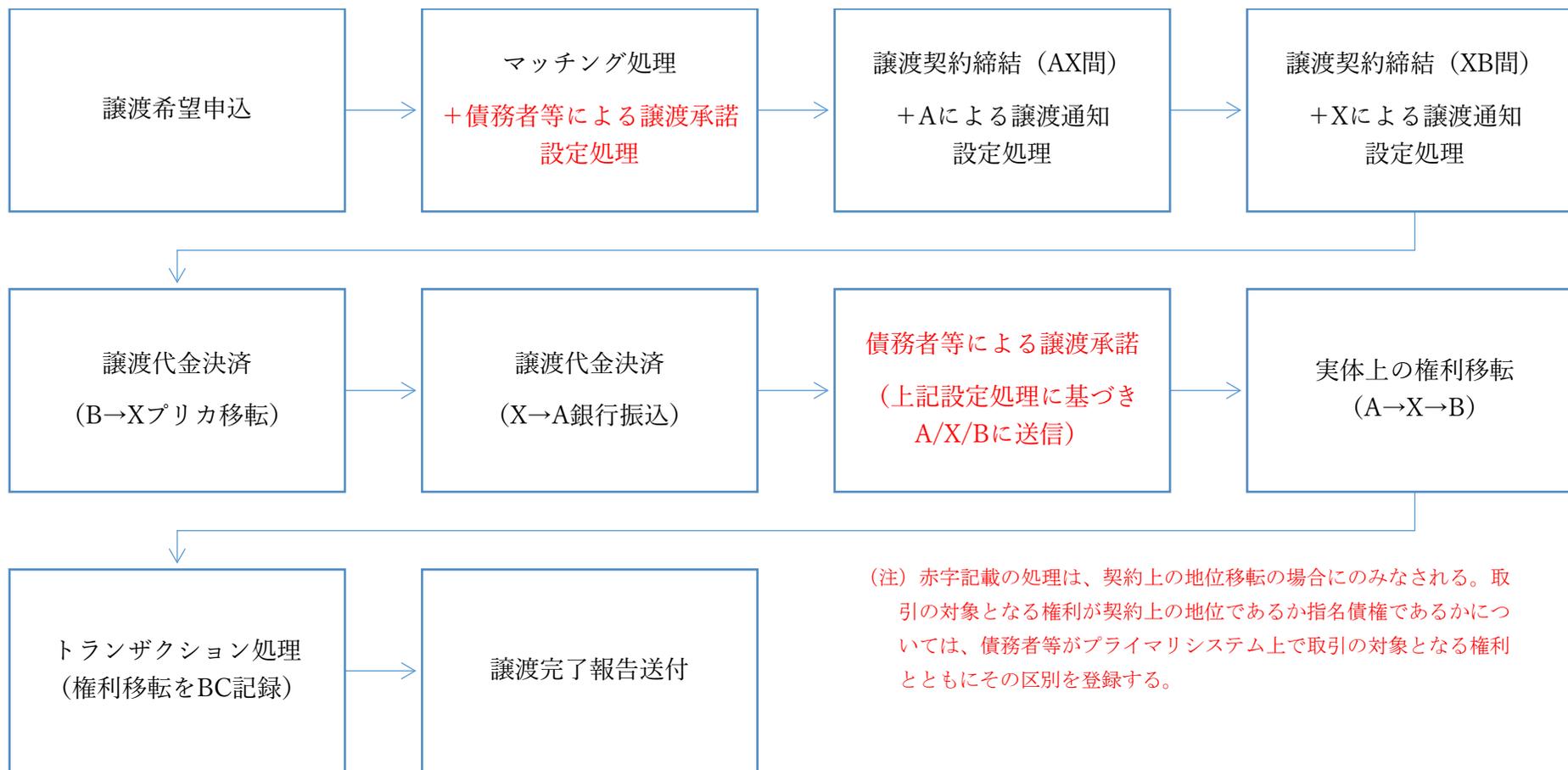
7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容  
なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

- (1) 連絡責任者の氏名：小町 博幸
- (2) 住所：東京都港区芝大門2-7-7 4階
- (3) 電話番号：03-6402-3330
- (4) 電子メールアドレス：hirokyu.komachi@levias.co.jp

9. その他

なし



(注) 赤字記載の処理は、契約上の地位移転の場合にのみなされる。取引の対象となる権利が契約上の地位であるか指名債権であるかについては、債務者等がプライマリシステム上で取引の対象となる権利とともにその区別を登録する。

(注) 次に掲げる時点で、債務者等はトランザクション処理（権利移転のBC記録）とともに譲渡通知の送信（A/X→債務者等）を同時処理する。

- 契約上の地位移転の場合：債務者等による譲渡承諾が完了した時点
- 指名債権譲渡の場合：譲渡代金決済（B→X、X→A）が完了した時点

# 経済産業省

## 様式第十五（第6条関係）

### 新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略  
20220829情第37号  
令和4年9月15日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 岡田 直樹

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

#### 記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者  
レヴィアス株式会社 代表取締役 田中 慶子
2. 当該新技術等実証計画が提出された日  
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解  
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし。

様式第十五（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第138号  
令和4年9月7日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 葉梨 康弘  
(公印省略)

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者  
レヴィアス株式会社 代表取締役 田中 慶子
2. 当該新技術等実証計画が提出された日  
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解  
法第8条の2第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし